

1. 改正の概要

・給与収入が一定額を超える場合の給与所得控除額については、下記のとおり上限が設けられます。

- ① 給与収入額が1,200万円を超える場合 : 給与所得控除額230万円
- ② 給与収入額が1,000万円を超える場合 : 給与所得控除額220万円

○ ①については、平成28年分の所得税及び平成29年度分の住民税について、②については、平成29年分以降の所得税及び平成30年度分以降の住民税から適用されます。

2. 実務上の留意点

・年収1,500万円の会社員（夫婦、子1人）の場合には、改正前と比較して、平成28年では約7万円、平成29年では、約11万円の増税となる見込みです。

（単位：千円）

①給与収入	②改正前			③平成28年分			④平成29年分		
	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税	給与所得控除額	給与所得	所得税等住民税
3,000	1,080	1,920	76	1,080	1,920	76	1,080	1,920	76
5,000	1,540	3,460	268	1,540	3,460	268	1,540	3,460	268
10,000	2,200	7,800	1,264	2,200	7,800	1,264	2,200	7,800	1,264
12,000	2,300	9,700	1,823	2,300	9,700	1,823	2,200	9,800	1,857
15,000	2,450	12,550	2,843	2,300	12,700	2,908	2,200	12,800	2,952
30,000	2,450	27,550	9,900	2,300	27,700	9,977	2,200	27,800	10,027
50,000	2,450	47,550	20,068	2,300	47,700	20,145	2,200	47,800	20,195
100,000	2,450	97,550	45,488	2,300	97,700	45,565	2,200	97,800	45,615

（計算の前提）

- ①給与所得以外の所得はなし。
- ②配偶者（所得なし）と扶養親族1名（16歳、所得なし）。
- ③社会保険料は、東京都のケースで、健康保険料率4.985%、厚生年金保険料率8.560%で概算。
- ④税率は平成25年12月12日現在施行されているものとし、復興特別所得税を含む。
- ⑤住民税均等割を5,000円として計算。
- ⑥表中の住民税は、次年度分を計上。